

議第 1 5 号	臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案 に対する意見の申出）……………	1
議第 2 2 号	福山市図書館規則の一部改正について……………	6

議第15号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

1 福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正 について

(1) 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、本市の議員、特別職の職員及び福山市立大学学長の2020年（令和2年）6月に支給する期末手当を減額する特例措置を実施するにつき、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

福山市議会議員の2020年（令和2年）6月に支給する期末手当を20%減額するもの。

イ 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正

市長の2020年（令和2年）6月に支給する期末手当を20%減額し、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の同月に支給する期末手当を15%減額するもの。

ウ 福山市立大学学長の給与等に関する条例の一部改正

福山市立大学学長の2020年（令和2年）6月に支給する期末手当を15%減額するもの。

(3) 施行期日等

公布の日

議第97号

福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
改正について

条例第 号

福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
を改正する条例

(福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和41年
条例第86号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、
「100分の212.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例(昭和41年条例第1
14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年6月に支給する市長の期末手当に関する第3条第1項の規定の適用につい
ては、「100分の212.5」とあるのは、「100分の170」とし、同月に支
給する副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の
期末手当に関する同項の規定の適用については、「100分の212.5」とあるの
は、「100分の180.625」とする。

(福山市立大学学長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 福山市立大学学長の給与等に関する条例(平成22年条例第34号)の一部を次
のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月に支給する期末手当の特例)

- 3 第3条において準用する福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例
の規定により令和2年6月に支給する学長の期末手当に関する同条例第3条第1項の
規定の適用については、「100分の212.5」とあるのは、「100分の180
.625」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2020年（令和2年）6月1日提出

福山市長 枝 廣 直 幹

議第 2 2 号

福山市図書館規則の一部改正について

福山市図書館規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

- 1 2020年(令和2年)7月から、福山市図書館において、電子図書貸出サービスを開始することに伴い、所要の改正を行うもの。
- 2 福山市図書館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

- 1 電子図書の貸出しについて規定するもの。
 - (1) 個人館外利用ができる図書館資料に電子図書を加えるもの。(第4条関係)
 - (2) その他規定の整理を行うもの。(第7条及び第8条関係)
- 2 集会室の使用許可申請に係る申請受付期間から、福山市中央図書館の休館日を除く規定を削るもの。(第25条関係)

(施行期日)

- 1 2020年(令和2年)7月15日
- 2 2020年(令和2年)8月17日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市図書館規則の一部を改正する規則

福山市図書館規則（平成20年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(個人貸出しの範囲)</p> <p>第4条 図書館資料<u>（電子図書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。第7条第2項及び第8条第1項において同じ。）を含む。第8条第2項及び第3項並びに第10条において同じ。）</u>を個人で図書館外において利用すること（以下「個人館外利用」という。）ができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(個人貸出しの手続)</p>	<p>(個人貸出しの範囲)</p> <p>第4条 図書館資料_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を個人で図書館外において利用すること（以下「個人館外利用」という。）ができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(個人貸出しの手続)</p>

第7条 (略)

2 電子図書の貸出手続については、教育長が別に定める。

(個人貸出しの貸出点数及び貸出期間)

第8条 個人館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回10点以内とする。ただし、電子図書の貸出点数は、同時に1回2点以内とする。

2～4 (略)

(使用許可の申請)

第25条 (略)

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。)の前1月に当たる日から使用予定日の前日まで(_____ 福山市東部図書館の休館日を除く。)とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条 (略)

(新設)

(個人貸出しの貸出点数及び貸出期間)

第8条 個人館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回10点以内とする。 _____

2～4 (略)

(使用許可の申請)

第25条 (略)

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。)の前1月に当たる日から使用予定日の前日まで(福山市中央図書館及び福山市東部図書館の休館日を除く。)とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年7月15日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、令和2年8月17日から施行する。